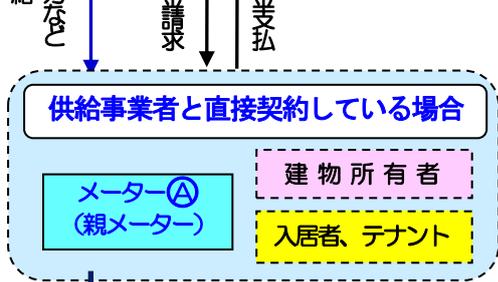
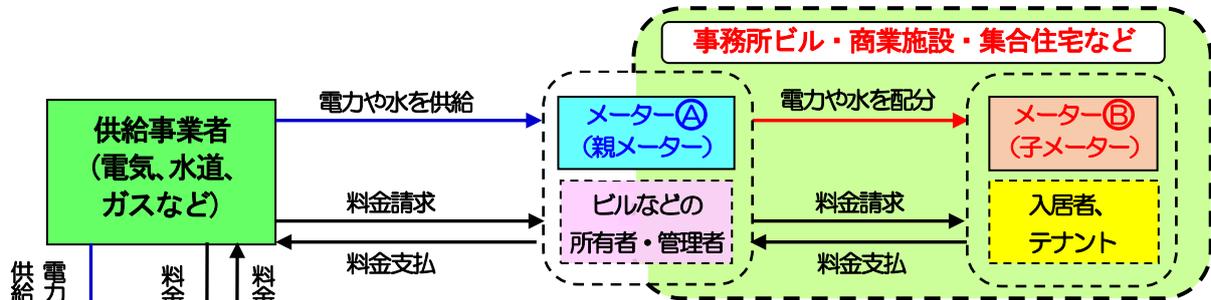


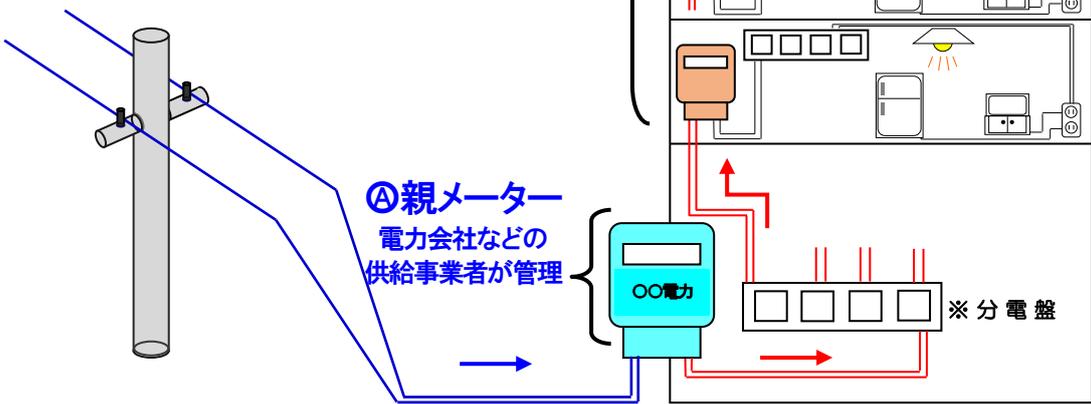
# お使いのメーターが正しいか確認して下さい！ ～ メーターと使用者の関係図 ～



使用量に応じた料金精算に使用するメーターは  
**親メーターも子メーターも有効期間内**でなければなりません！

※電気・水道などの供給事業者と直接契約している場合は、子メーターに該当しません。

ⓑ子メーター  
ビルの管理者等が管理する「私設メーター」



- Ⓐ：各供給事業者が設置し管理するメーターは、一般的に公設メーター・親メーターと呼ばれます。有効期限が近づくと各供給事業者が使用者に通知の上、取り替えます。
  - ⓑ：建物・施設の所有者や建物管理者が、各供給事業者に一括で支払った光熱水費を、入居者やテナントから徴収するために使われるメーターは、一般的に私設メーターや子メーターと呼ばれます。親メーターと同じく**有効期間内のメーターでなければなりません**。
- ※入居者やテナントなどの使用者の方へ  
いずれの場合もメーター交換のお知らせが届いた場合にはご協力をお願いします。ただし、計量検定所がメーター交換を行うことはありませんので、計量検定所を名乗る**詐欺行為**にはご注意ください。